

特別養護老人ホームの 設備及び運営に関する基準

(平成11年厚生省令第46号) (抄)

改 正 案	現 行
<u>目次</u>	
第一章 総則（第一条）	
第二章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準（第二条—第三十一条）	
第三章 小規模生活単位型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第三十二条—第四十二条）	
第四章 一部小規模生活単位型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第四十三条—第五十三条）	
<u>附則</u>	
第一章 総則	
（この省令の趣旨）	（この省令の趣旨）
第一条 （略）	第一条 （略）
第二章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準	
（基本方針）	（基本方針）
第二条 （略）	第二条 （略）
2～4 （略）	2～4 （略）
（運営規程）	（運営規程）
第七条 （略）	第七条 （略）
一～三 （略）	一～三 （略）
四～七 （略）	四～八 （略）
（記録の整備）	（記録の整備）
第九条 （略）	第九条 （略）
2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければなら	2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する諸記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

改 正 案	現 行
<p>ない。</p> <p>二 <u>入所者の処遇に関する計画</u></p> <p>三 <u>行った具体的な処遇の内容等の記録</u></p> <p>三 <u>第十五条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>四 <u>第二十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>五 <u>第三十一条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録</u></p>	
<p><u>(設備の基準)</u></p> <p>第十一条 特別養護老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物でなければならない。ただし、入所者の日常生活に充てられる場所を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていない特別養護老人ホームの建物は、同条第九号の三に規定する準耐火建築物とすることができる。</p>	<p><u>(設備の基準)</u></p> <p>第十一条の二 特別養護老人ホームの設備の基準は、次条に定めるところによるものとする。ただし、これによりがたいときは、第十二条の二に定めるところによることができる。</p>
<p>2 特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。</p> <p>一 居室</p> <p>二 静養室（居室で静養することが一時的に困難な心身の状況にある入所者を静養させ</p>	<p>第十二条 本条の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物でなければならない。ただし、入所者の日常生活に充てられる場所を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていない特別養護老人ホームの建物は、同条第九号の三に規定する準耐火建築物とすることができる。</p> <p>2 本条の規定の適用を受ける特別養護老人ホームは、十人程度の入所者が食事を行い、かつ、談話等を楽しむ共同生活室（以下「共同生活室」という。）及び当該共同生活室に近接して一体的に設けられる当該入所者の居室を基本的な単位として構成されなければならない。</p> <p>3 本条の規定の適用を受ける特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、居室若しくは共同生活室又は他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。</p> <p>一 居室</p> <p>二 共同生活室</p>

改 正 案	現 行
<p>ることを目的とする設備をいう。以下同じ。)</p> <p>三 食堂 四 浴室 五 洗面設備 六 便所 七 医務室 八 調理室 九 介護職員室 十 看護職員室 十一 機能訓練室 十二 面談室 十三 洗濯室又は洗濯場 十四 汚物処理室 十五 介護材料室 十六 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備</p> <p>3. 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 居室</p> <p>イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。</p> <p>ロ 地階に設けてはならないこと。</p> <p>ハ 入所者一人当たりの床面積は、十三・六五平方メートル以上とすること。</p> <p>ニ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。</p> <p>ホ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。</p> <p>ヘ 床面積の十四分の一以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。</p> <p>ト 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。</p> <p>チ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</p> <p>二 静養室</p>	<p>三 浴室 四 洗面設備 五 便所 六 医務室 七 調理室 八 介護職員室 九 看護職員室 十 機能訓練室 十一 洗濯室又は洗濯場 十二 汚物処理室 十三 介護材料室 十四 事務室、宿直室、靈安室その他の設備</p> <p>4. 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 居室</p> <p>イ 一の居室の定員は、一人とすること。 ただし、入所者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができます。</p> <p>ロ 居室は、第二項に規定する単位のいずれかに属するものとし、当該単位の共同生活室に近接して一体的に設けること。</p> <p>ハ 地階に設けてはならないこと。</p> <p>ニ 一の居室の床面積は、十三・二平方メートル以上を標準とすること。ただし、イただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。</p> <p>ホ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。</p> <p>ヘ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。</p> <p>ト 床面積の十四分の一以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。</p> <p>チ 必要に応じて入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。</p> <p>リ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</p> <p>二 共同生活室</p>

改 正 案	現 行
<p>イ 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。</p> <p>ロ イに定めるものほか、前号ロ及びニからチまでに定めるところによること。</p>	<p>イ 共同生活室は、第二項に規定する単位のいずれかに属するものとし、当該単位の居室の入所者が食事を行い、かつ、談話等を楽しむのに適した形状を有すること。</p> <p>ロ 地階に設けてはならないこと。</p> <p>ハ 一の共同生活室の面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属する第二項に規定する単位の居室の入所定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</p>
<p>三 浴室</p> <p>介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。</p>	<p>ニ 必要な備品を備えること。</p> <p>三 浴室</p> <p>イ 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p>ロ 一般浴槽を設けるほか、必要に応じて入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。</p>
<p>四 洗面設備</p> <p>イ 居室のある階ごとに設けること。</p> <p>ロ 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。</p>	<p>四 洗面設備</p> <p>イ 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>ロ 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</p>
<p>五 便所</p> <p>イ 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。</p> <p>ロ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。</p>	<p>五 便所</p> <p>イ 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>ロ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。</p>
<p>六～八 (略)</p>	<p>六～八 (略)</p>
<p>九 食堂及び機能訓練室</p> <p>イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるとときは、同一の場所とすることができます。</p> <p>ロ (略)</p>	<p>九 機能訓練室</p> <p>イ 機能訓練室は、必要な広さを有するものとし、その面積は、一平方メートルに入所定員（第二項に規定する単位の共同生活室が、三平方メートルに当該単位の居室の入所定員を乗じて得た面積以上を有している場合には、当該単位の居室の入所定員を除く。）を乗じて得た面積以上を標準とすること。</p> <p>ロ (略)</p>
<p>4 居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室（以下「居室、静養室等」という。）は、三階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室、静養室等については、この限りでない。</p>	<p>5 本条の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの居室、共同生活室、浴室及び機能訓練室（以下「居室、共同生活室等」という。）は、三階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室、共同生活室等については、こ</p>

改 正 案	現 行
<p>一 居室、静養室等のある三階以上の各階に通ずる特別避難階段を二以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、一以上）有すること。</p> <p>二 三階以上の階にある居室、静養室等及びこれから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>三 居室、静養室等のある三階以上の各階が耐火構造の壁又は建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十二条第一項に規定する特定防火設備により防災上有効に区画されていること。</p> <p>5 前各項に規定するもののほか、特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。</p> <p>一 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。</p> <p>二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p>三・四 （略）</p> <p>五 居室、静養室等が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。</p>	<p>の限りでない。</p> <p>一 居室、共同生活室等のある三階以上の各階に通ずる特別避難階段を二以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、一以上）有すること。</p> <p>二 三階以上の階にある居室、共同生活室等及びこれから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>三 居室、共同生活室等のある三階以上の各階が耐火構造の壁又は建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十二条第一項に規定する特定防火設備により防災上有効に区画されていること。</p> <p>6 前各項に規定するもののほか、本条の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。</p> <p>一 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上（中廊下にあっては、一・八メートル以上）として差し支えない。</p> <p>二 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p>三・四 （略）</p> <p>五 居室、共同生活室等が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。</p> <p>第十一条の二 前条第一項の規定は、本条の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの建物について適用する。</p> <p>2 本条の規定の適用を受ける特別養護老人ホームには、前条第三項各号（第二号及び第四号を除く。以下この項において同じ。）に掲げる設備のほか、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待する</p>

改 正 案	現 行
	<p>ことができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、前条第三項各号及び次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。</p> <p>二 静養室（居室で静養することが一時的に困難な心身の状況にある入所者を静養させることを目的とする設備をいう。以下同じ。）</p> <p>三 食堂</p> <p>三 洗面所</p> <p>四 面接室</p> <p>3 前項（ただし書を除く。）に規定する設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>二 居室</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。 ロ 入所者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。 ハ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。 <p>ニ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。</p> <p>ホ イからニまでに定めるもののほか、前条第四項第一号ハ、ホ、ト及びリに定めるところによること。</p> <p>三 静養室</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。 ロ イに定めるもののほか、前号ハからホまでに定めるところによること。 <p>三 洗面所</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 居室のある階ごとに設けること。 ロ 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。 <p>四 便所</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。 ロ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。 <p>五 食堂及び機能訓練室</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員を乗

改 正 案	現 行
	<p>じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができときは、同一の場所とすることができる。</p> <p>口 必要な備品を備えること。</p> <p>六 浴室、医務室、調理室及び介護職員室 それぞれ、前条第四項第三号、第六号、第七号及び第八号に定めるところによること。</p> <p>4 前条第五項の規定は、本条の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室（以下「居室、静養室等」という。）について適用する。</p> <p>5 前各項に規定するものほか、本条の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。</p> <p>一 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。</p> <p>二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p>三 前条第六項第三号及び第四号に定めるところによること。</p> <p>四 居室、静養室等が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。</p> <p>（サービス提供困難時の対応）</p> <p>第十二条の二 特別養護老人ホームは、入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所予定者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>（入退所）</p> <p>第十三条 特別養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第十八項に規定する居宅介護支援をいう。以下同じ。）を行う者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（介護保険法第七条第十八項に規定する指定居宅サービスをいう。）の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>（入退所）</p> <p>第十三条 特別養護老人ホームは、入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所予定者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>2 特別養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努めなければならない。</p>

改 正 案	現 行
<p>らない。</p> <p>2 特別養護老人ホームは、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。</p> <p>3 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員等の職員の間で協議しなければならない。</p> <p>4 特別養護老人ホームは、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>5 特別養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、<u>居宅サービス計画（介護保険法第七条第十八項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援を行う者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</u></p> <p>（処遇の方針）</p> <p>第十五条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</p> <p>5 特別養護老人ホームは、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>6 （略）</p> <p>（介護）</p> <p>第十六条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって<u>行われなければならない</u>。</p> <p>2～7 （略）</p> <p>（食事）</p>	<p>3 特別養護老人ホームは、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討しなければならない。</p> <p>4 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員等の職員の間で協議しなければならない。</p> <p>5 特別養護老人ホームは、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>6 特別養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、<u>介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に規定する居宅介護支援を行う者に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</u></p> <p>（処遇の方針）</p> <p>第十五条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない。</p> <p>5 （略）</p> <p>（介護）</p> <p>第十六条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって<u>行われなければならない</u>。</p> <p>2～7 （略）</p> <p>（食事の提供）</p>

改 正 案	現 行
<p>第十七条 特別養護老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。</p> <p>2 特別養護老人ホームは、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。</p> <p>(社会生活上の便宜の提供等)</p> <p>第十九条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 特別養護老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。</p> <p>(施設長の責務)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>2 特別養護老人ホームの施設長は、職員に第七条から第九条まで及び第十二条の二から第三十一条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(苦情処理)</p> <p>第二十九条 特別養護老人ホームは、その行った処遇に関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 特別養護老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 特別養護老人ホームは、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第三十条 (略)</p> <p>2 特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p>第三十一条 (略)</p> <p>2 特別養護老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第十七条 食事の提供は、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとともに、適切な時間に行わなければならぬ。</p> <p>2 食事の提供は、入所者の自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して、第十二条の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにあっては共同生活室で、第十二条の二の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにあっては食堂で行うよう努めなければならない。</p> <p>(社会生活上の便宜の供与等)</p> <p>第十九条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(施設長の責務)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>2 特別養護老人ホームの施設長は、職員に第七条から第九条まで及び第十三条から第三十一条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(苦情処理)</p> <p>第二十九条 特別養護老人ホームは、その行った処置に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第三十条 (略)</p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p>第三十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第三章 小規模生活単位型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>(この章の趣旨)</p> <p>第三十二条 前章（第十二条を除く。）の規定にかかわらず、小規模生活単位型特別養護老人ホーム（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第三十三条 小規模生活単位型特別養護老人ホームは、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。</p> <p>2 小規模生活単位型特別養護老人ホームは、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第三十四条 小規模生活単位型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 施設の目的及び運営の方針 二 職員の職種、数及び職務の内容 三 入居定員 四 ユニットの数及びユニットごとの入居定員 五 入居者へのサービスの提供の内容及び費 	